

平成 17 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 ス リ ー プ ロ 株 式 会 社  
本 社 所 在 地 東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 七 丁 目 21 番 3 号  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 高 野 研  
(コード番号 2375 東証マザーズ)  
問 い 合 せ 先 管 理 部 長 田 野 大 地  
(TEL 03-6832-3260)

## 株式併合及び 1 単元の株式の数の定め廃止に関するお知らせ

スリープロ株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：高野 研、以下「当社」）は、平成 17 年 12 月 14 日開催の取締役会において、平成 18 年 1 月 27 日開催予定の第 29 期定時株主総会に株式併合並びに 1 単元の株式の数の定め廃止及び端株制度の採用を含む定款変更（以下「株式併合等」）について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合について

##### (1) 目的

発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式の併合を行うものであります。

##### (2) 方法

当社の発行済株式 1,646,565 株（平成 17 年 12 月 14 日現在の発行済株式数に、平成 18 年 3 月 1 日を期日とする株式会社 JPSS との株式交換により新たに発行する 3,280 株を加えて算出した株式数であります）について、100 株を 1 株に併合して 16,465 株といたします。尚、効力発生日の平成 18 年 4 月 29 日までに、新株予約権の行使により、発行済株式数は変動する可能性があります。

#### 2. 1 単元の株式の数の定め廃止及び端株制度の採用について

##### (1) 目的

株式併合によって株主様の権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に単元株制度を廃止し端株制度へ移行するものであります。

##### (2) 方法

1 単元の株式の数の定め（1 単元 = 100 株）を廃止し、新たに端株制度（1 株に対する端株の割合は 100 分の 1）を採用いたします。従って、株式併合の効力発生前の単元未満株式は、一律に端株となり、本件により端株に満たない端数は生じません。

#### 3. 株式併合等の日程（予定）

日程	内容
平成 17 年 12 月 14 日（水）	当社取締役会 （株式併合等に関する議案を定時株主総会に付議する決定）
平成 18 年 1 月 27 日（金）	第 29 期定時株主総会（株主併合等に関する決議）
平成 18 年 1 月 28 日（土）	株式併合に伴う株券提出公告 1 単元の株式の数の定め廃止に関する公告
平成 18 年 1 月 30 日（月）	株券提出取扱開始日
平成 18 年 4 月 25 日（月）	当社株式売買停止措置（～ 4 月 28 日）
平成 18 年 4 月 28 日（金）	株券提出取扱最終日
平成 18 年 4 月 29 日（土）	株券併合効力発生日 1 単元の株式の数の定め廃止効力発生日
平成 18 年 6 月 20 日（火）	新株券の交付開始日

(注)

1. 本件は、平成 18 年 1 月 27 日開催予定の第 29 期定時株主総会において株式併合等に関する議案が承認可決されることを条件として実施されるものであります。
2. 株券をご提出いただいた株主の皆様には、平成 18 年 6 月 20 日以降新株券をご送付する予定ですが、新株権がお手元にございませんとお取引ができませんので、お早めに株券をご送付いただくか、株券保管振替制度をご利用ください。なお、既に株券保管振替制度をご利用の場合は、一切のお手続は不要であります。
3. 当社株券は、平成 18 年 4 月 25 日から平成 18 年 4 月 28 日まで売買取引が停止されますのでご注意ください。
4. 上記変更に伴い、平成 18 年 4 月 29 日付をもって、株式会社東京証券取引所における売買単位も 100 株から 1 株に変更されます。

以 上